

秋市選管告示第14号

令和8年2月8日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第19条の規定により行う裁判官の氏名等の掲示場所を、各投票所の入口又はその付近1箇所とし、次のとおり定めたので、最高裁判所裁判官国民審査執行規程（平成2年秋選管告示第10号）第2条第2項の規定により告示する。

令和8年1月27日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

（次のとおり略）